

6月の支出(図書、備品、慶弔、飲食は除く)

52,651円

情報公開の第一歩 政治資金を見えるようにします。

印刷代(月刊武松印刷代)	8,400円
交通費(駐車場、燃料代、高速代)	12,189円
会場費(勉強会会場費)	600円
通信費(携帯電話代、折込代)	31,462円
支出計 08/6/1~08/7/1	52,651円
寄付 S㊦、C㊦、前田㊦、匿名㊦	11,000円

市政を考える 月刊武松

発行日
08/7/2

第93号

12500部発行

たけまつ ただし

頒布責任者：武松 忠 (市議会議員)
武松政策研究会

再開発 現計画での推進を!

お城通り地区8地権者 市長へ要望書 議会へ陳情書!

■市長へ要望書・議会へ陳情書

加藤憲一市長が計画の見直しを表明している小田原駅東口のお城通り地区再開発事業について、6月3日に民間8地権者が、計画を変更しないよう求める要望書を加藤市長に提出しました。また同日、市議会へ事業推進の陳情書を提出しました。

議会に提出された陳情書を箇条書きで要約したものを以下に示します。

小田原駅東口お城通り地区再開発事業についての陳情書

陳情趣旨

- ・市長3代20年に渡り、市の指導・助言を受けながら市と一緒に再開発事業の検討・準備をしてきた。
- ・公募の上、昨年2月に(株)ア-パ-ソ-ポ-リティツ(以下UC)を優先交渉権者として選任。
- ・昨年10月にUCと覚書を締結し、UCを事業施工者に決定。
- ・昨年11月にこれまで不参加だった民間地権者も加わり「小田原駅東口お城通り地区再開発事業推進協議会」(以下協議会)を設立。
 - ①再開発事業を早急に推進
 - ②全権利者がセットバックし、緑道整備に協力
 - ③事業施工者によって提示された事業計画に沿った再開発事業を推進していく。
- ・新市長は、再開発事業の計画変更を公約に掲げているが、私達民間地権者の土地を含め、準備組合理事長3代に渡る努力と、数々の市議会決定事項地区内の全地権者が長年の紆余曲折の上ようやく参加するに至った苦労等を理解せずに、**私達民間地権者に何の事前説明も無く新市長の判断で勝手に計画変更しないでほしい。**
- ・民間地権者の中には、既に退去済みのテナントが数多くある。
- ・長年にわたる事業協力の結果、経済的苦境に陥ってしまった地権者もいる。
- ・市の指導・助言もあり基本協定締結は延期されている。

- ・既に再開発事業の実施設計は完了
- ・本格的文化財調査に着手する直前
- ・地権者と事業施工者との定期借地権契約や仮換地契約の直前の段階
- ・現再開発計画が、新市長によって見直しもしくは凍結された場合、**民間地権者の被害は測り知れない。私達民間地権者は、市に対して二度と事業協力を行わないことを表明する。**
- ・新市長は、早急に現状の理解と事業計画の比較検討を行い9月定例会終了までに、**現計画のまま事業推進することを公表してもらいたい。**
- ・公表されない場合は、現計画のまま事業推進することができないと判断し、**私達地権者は、小田原市を告訴の上賠償請求手続きに入る考えである。**
また、現計画のテナント離脱等、事業遂行に重大な支障が生じることも想定され、**UCが市を告訴の上賠償請求手続きに入る可能性も否定できない。**

陳情項目

- ・協議会の各地権者の長年に渡る事業協力と決意に対する理解。
- ・9月定例会終了時までに、現計画の是非を判断し正式な議会承認を経た上で公表すること。

陳情者

小田原駅東口お城通り地区再開発事業推進協議会

■最後まで諦めない

この陳情書の通り、民間地権者の置かれた状況がわかると思います。9月定例会終了(10月8日の予定)までの短い期間ですが、**市長として、どうやって責任を果たしていくのか**が問われています。現計画を変更するリスク(損害賠償、建設時期の遅れ、事業費の増大)は、結局、市民が背負わなければなりません。私は、様々な条件を把握し、総合的に判断すれば、必ず**現計画の方が市民の期待に答えられるはず**だと思います。最後の最後まで諦めずに状況を整理し、市長の英断を望みます。

傍聴席満員!?

既に報道等でご存知だと思いますが、6月定例会

月日	概要	傍聴者数
6/10	所信表明、議案上程	210
6/16	議案関連質疑	24
6/24	委員長報告、採決、一般質問	109
6/25	一般質問	106
6/26	一般質問	95
6/27	一般質問、同意案採決	110

は、かつてない傍聴者の数で、定員80名の本会議場傍聴席は、6/16を除き、連日満員となりました。

6月定例会の始まる前から、議会事務局へ傍聴の問合せが多く、本会議場に入れない傍聴者をどのようにするか?、せっかく市役所まで来て頂いた傍聴者に最低限映像と音声を見て頂けるように事務局が検討した結果、以下の対策を行いました。

- ・議員談話室のモニターに本会議場の中継をする。パイプ椅子で50席用意する。
- ・2階市民ロビーの議会中継用大型モニター前にパイプ椅子を設置できるだけ設置する。

ご不便はお掛けしましたが、ご理解願います。

The Voice 今までに頂いたご意見から

副議長って何をする人なのですか?

副議長は、基本的に議長の職務代理者です。以下に地方自治法の議長と副議長について示します。

第103条 普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長1人を選挙しなければならない。
(5/29の副議長選挙において28票中21票得票、無効票4票、他候補3票)

2 議長及び副議長の任期は、議員の任期による。(小田原市議会副議長は申合せにより1年)

第104条 普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。

第105条 普通地方公共団体の議会の議長は、委員会に出席し、発言することができる。

第105条の2 普通地方公共団体の議会又は議長の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、議長が当該普通地方公共団体を代表する。

第106条 普通地方公共団体の議会の議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

具体的には、本会議で議長が欠けた場合の代理、議会報告案件の事前報告と議員への周知方法の整理、重要案件の成否把握、議会の全委員会への出席、他議会との連携交流など、行政と議会の間に立って、各案件の前さばきなどを行っています。

副議長のあて職はどのくらいあるのでしょうか?

小田原市観光協会理事、小田原地方防犯協会常任理事、小田原真鶴道路建設促進協議会委員、広域営農団地農道整備事業小田原湯河原線推進協議会委員、箱根新道接続道路建設促進協議会委員、酒匂川左岸縦貫道路及び穴部国府津線道路建設促進協議会委員、の6つ、議会内では市政研究会会長があります。

武松政策研究会からのお知らせ

8月の月刊武松の発行・配布と勉強会は、都合により中止いたします。

7月の勉強会は

日 時：7/26(土)18時～20時

場 所：市民学習フロア 学習室B (旧丸井1階ドラッグストア奥のイベントで4階)

テーマ：「ホール・再開発について」

参加費：100円 終了後、実費で懇親会を行います。



HPIは、**YAHOO!**で「たけまつただし」 月刊武松バックナンバー全て掲載しています。

寄付は、ジャパンネットバンク 本店 普通口座 7941377 タケマツタダシ

さがみ信用金庫 大井町支店出張所 普通口座 0051228 武松政策研究会 武松忠 まで

月刊武松は**本人とボランティアが配布**しているため、行き届かないところがありますが、読み終わりましたら知合いの方にお渡しいただくと幸いです。また、**eメールでも送付していますので連絡下さい。**